

## 総合労働相談コーナーのお知らせ



労働者、事業主  
のみなさまへ

### 職場のトラブルを円満解決、石川労働局が解決のお手伝い

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加しています。

このような紛争を円満に解決するため、石川労働局では、以下の解決援助サービスを無料で提供していますので、ぜひご利用ください。

- 総合労働相談コーナーにおける情報提供や相談
- 都道府県労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

まずは、お近くの総合労働相談コーナーへお問い合わせください

石川労働局総合労働相談コーナー	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階 Tel. 076-265-4421
金沢総合労働相談コーナー	〒921-8013 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎3階 Tel. 076-292-7947
小松総合労働相談コーナー	〒923-0868 小松市日の出町1丁目120番 小松日の出合同庁舎7階 Tel. 0761-22-4231

※ あらゆる分野の労働相談にワンストップサービスで応じています。

※ (なお、指導・監督に関わる内容の場合は、所管の機関に取次ぎをします。)

※ 詳細については、石川労働局のホームページなどでご確認ください。

※ 夜間(20時まで)・土曜日(13時~18時)の相談は、金沢労働時間等相談センター(0120-606-783)をご利用ください。